

# 総会に関する規程

(目的)

**第1条** 本規程は、総会に関する事項を定めることを目的とする。

(定足数の算定)

**第2条** 総会に出席した正会員が中途退場しても定足数の算定については異動ないものとみなす。

(議長)

**第3条** 議長は会場の秩序を維持し、議事の進行を指揮し総会を代表する。

**2** 議長は総会の承認を得て補助者を指定することができる。

(議決権及び代理人)

**第4条** 代理人は議決権を行使する前にまず代理権を証する書面を提出しなければならない。ただし、代理人がその正会員の役員或いは正会員の営業上その利益を代表する地位にある者の場合は、これを正会員自身とみなす。

**2** 代理人の氏名を指定していない委任状を提出した正会員については、これを出席とみなし、その議決権行使者は議長とする。

**3** 委任状を提出した正会員自ら出席した場合は、その時より委任は解除となる。ただし、既になされた議事には影響を及ぼさない。

(議事録)

**第5条** 議事録は事務局が保管し、主たる事務所に備えて正会員の請求があつたときは閲覧に供さなければならない。

(改廃)

**第6条** 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。